

議案第28号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和7年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

令和7年4月1日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会訓令甲第 号

教 育 委 員 会 事 務 局

教 育 機 関

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

世田谷区教育委員会

別表1の部19の項教育長決定の欄第1号及び20の項教育長決定の欄第1号中「借入契約」の次に「、売払契約」を加え、同表4の部教育相談課の款5の項から7の項までを削り、同款8の項中「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室」を「学びの多様化学校（不登校特例校）及び分教室」に改め、同項を同款第5項とし、同項の次に次のように加える。

6 ほっとスクール事業に関する事 業にすること。		1 ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほっとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。 2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。
7 教育相談に係る教職員研修に関する事 業にすること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。

別表4の部教育研究・ICT推進課の款中「教育研究・ICT推進課」を「教育DX推進担当課」に改め、同款2の項及び3の項を削り、同部事業推進担当課の款に次のように加える。

2 教職員の研修に関する事 業にすること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。 2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。
3 教育に係る調査研究に関する事 業にすること。		1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 教育に係る調査研究を実施すること。

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号	○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号
改正 昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号 昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号 昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号 昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号 昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号 平成元年4月1日世教委訓令甲第4号 平成3年4月1日世教委訓令甲第1号 平成4年3月25日世教委訓令甲第1号 平成4年12月25日世教委訓令甲第17号 平成5年3月25日世教委訓令甲第1号 平成7年3月31日世教委訓令甲第2号 平成7年6月30日世教委訓令甲第7号 平成8年4月1日世教委訓令甲第1号 平成9年4月1日世教委訓令甲第2号 平成9年8月1日世教委訓令甲第4号 平成9年10月1日世教委訓令甲第6号 平成10年4月1日世教委訓令甲第14号 平成11年4月1日世教委訓令甲第8号 平成12年3月31日世教委訓令甲第14号 平成13年3月30日世教委訓令甲第1号	改正 昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号 昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号 昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号 昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号 昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号 平成元年4月1日世教委訓令甲第4号 平成3年4月1日世教委訓令甲第1号 平成4年3月25日世教委訓令甲第1号 平成4年12月25日世教委訓令甲第17号 平成5年3月25日世教委訓令甲第1号 平成7年3月31日世教委訓令甲第2号 平成7年6月30日世教委訓令甲第7号 平成8年4月1日世教委訓令甲第1号 平成9年4月1日世教委訓令甲第2号 平成9年8月1日世教委訓令甲第4号 平成9年10月1日世教委訓令甲第6号 平成10年4月1日世教委訓令甲第14号 平成11年4月1日世教委訓令甲第8号 平成12年3月31日世教委訓令甲第14号 平成13年3月30日世教委訓令甲第1号

改正後	改正前
平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号	平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号
平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号	平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号
平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号	平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号
平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号	平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号
平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号	平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号
平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号	平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号
平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号	平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号
平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号	平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号
平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号	平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号
平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号	平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号
平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号	平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号
平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号	平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号
平成30年11月30日世教委訓令甲第15号	平成30年11月30日世教委訓令甲第15号
平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号	令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号
令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号	令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号
令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号	令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号
令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号	令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号
令和 5 年 3 月31日世教委訓令甲第 2 号	令和 5 年 3 月31日世教委訓令甲第 2 号
令和 5 年 6 月29日世教委訓令甲第16号	令和 5 年 6 月29日世教委訓令甲第16号

改正後	改正前
<p>令和5年12月1日世教委訓令甲第19号 令和6年4月1日世教委訓令甲第1号 <u>令和7年4月1日世教委訓令甲第〇号</u></p> <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長（事業推進担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条第1項の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p> <p>第3条 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p> <p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた</p>	<p>令和5年12月1日世教委訓令甲第19号 令和6年4月1日世教委訓令甲第1号</p> <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長（事業推進担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条第1項の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p> <p>第3条 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p> <p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた</p>

改正後		改正前	
<p>事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> <p>(事案決定の臨時代行)</p> <p>第4条 第2条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案(第3条又は前条の規定により課長、係長若しくは担当係長又は副参事の決定の対象とされた事案を除く。)について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在(以下「不在」という。)であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>		<p>事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> <p>(事案決定の臨時代行)</p> <p>第4条 第2条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案(第3条又は前条の規定により課長、係長若しくは担当係長又は副参事の決定の対象とされた事案を除く。)について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在(以下「不在」という。)であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>	
教育長	教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長	教育長	教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長
教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長
課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(事業推進担当課を含む。以下同じ。)にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))	課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(事業推進担当課を含む。以下同じ。)にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))
<p>2 第3条又は前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>		<p>2 第3条又は前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>	
課長	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	課長	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長

改正後			改正前		
係長又は担当係長	課長		係長又は担当係長	課長	
副参事	課長		副参事	課長	
(事案決定の例外措置)			(事案決定の例外措置)		
第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。			第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。		
教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会	教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会
教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長	第2条の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	教育長	教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長	第2条の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	教育長
	前条第1項の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	委員会		前条第1項の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長
	前条第1項の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長		前条第1項の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長
課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条第1項の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条第1項の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長

改正後			改正前		
<p>2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。</p> <p>(事案決定への関与)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。</p>			<p>2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。</p> <p>(事案決定への関与)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。</p>		
教育長が決定する事案	主管に係る部長（以下「主管部長」という。） 主管課長及び 主管係長又は担任の担当係長	審議	教育長が決定する事案	主管に係る部長（以下「主管部長」という。） 主管課長及び 主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査		教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査
課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議	課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査
<p>2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。</p>			<p>2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。</p>		
<p>3 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。</p>			<p>3 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。</p>		
<p>4 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する</p>			<p>4 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する</p>		

改正後	改正前																				
<p>事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案の主管部長又は主管課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p>	<p>事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案の主管部長又は主管課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 437 407 576">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 437 1066 576">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 576 407 715">教育政策・生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 576 1066 715">学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 715 407 853">学校教育部長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 715 1066 853">教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 853 407 992">教育総合センター長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 853 1066 992">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 992 407 1078">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 992 1066 1078">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 437 1402 576">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 437 2060 576">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 576 1402 715">教育政策・生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 576 2060 715">学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 715 1402 853">学校教育部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 715 2060 853">教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 853 1402 992">教育総合センター長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 853 2060 992">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 992 1402 1078">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 992 2060 1078">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長
委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長																				
委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長																				
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長																				
<p>6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> <p>（事案の決定関与の臨時代行）</p>	<p>6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> <p>（事案の決定関与の臨時代行）</p>																				
<p>第7条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げる審議、審査又は協議（以下「決定関与」という。）の対象とされた事案について至急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該</p>	<p>第7条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げる審議、審査又は協議（以下「決定関与」という。）の対象とされた事案について至急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該</p>																				

改正後			改正前		
事案について決定関与を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとする。			事案について決定関与を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとする。		
部長	審議	当該事案を主管する課長	部長	審議	当該事案を主管する課長
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長		協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長
課長	審議	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあっては、主管係長又は担任の担当係長）	課長	審議	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあっては、主管係長又は担任の担当係長）
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管し、又は担任する係長又は担当係長		協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管し、又は担任する係長又は担当係長
係長及び担当係長	審議	主管課長があらかじめ指定する者	係長及び担当係長	審議	主管課長があらかじめ指定する者
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長があらかじめ指定する者		協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長があらかじめ指定する者
教育総務課長	審査	教育総務課調整係長	教育総務課長	審査	教育総務課調整係長
	協議	教育総務課調整係長		協議	教育総務課調整係長
教育総務課調整係長	審査	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）	教育総務課調整係長	審査	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）
	協議	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）		協議	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）
文書主任	審査	当該事案を主管する課長が文書事務をつかさどる職員のうちからあらかじめ指定する者	文書主任	審査	当該事案を主管する課長が文書事務をつかさどる職員のうちからあらかじめ指定する者
(事案の決定関与者)			(事案の決定関与者)		

改正後	改正前
<p>第7条の2 前2条の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。</p>	<p>第7条の2 前2条の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。</p>
<p>(事案の決定権者)</p>	<p>(事案の決定権者)</p>
<p>第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>	<p>第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>
<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>	<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>
<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p>	<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p>
<p>(複合的決定事案の処理)</p>	<p>(複合的決定事案の処理)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書（事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。）で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>	<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書（事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。）で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>
<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>	<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>
<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>	<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>
<p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p>	<p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p>
<p>付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号） この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号） この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）</p>	<p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）</p>

改正後	改正前
<p>この訓令は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。 附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号） この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号） この訓令は、平成30年12月1日から施行する。 附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号） この訓令は、令和3年12月20日から施行する。 附 則（令和5年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>この訓令は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。 附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号） この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号） この訓令は、平成30年12月1日から施行する。 附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号） この訓令は、令和3年12月20日から施行する。 附 則（令和5年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 1 共通事案					別表（第2条関係） 1 共通事案				
件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長、 学校教育部長 又は教育総合 センター長決定	課長決定	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長、 学校教育部長 又は教育総合 センター長決定	課長決定
1 教育行政の運営に関すること。	1 教育行政の運営に関する一般方針を確定すること。				1 教育行政の運営に関すること。	1 教育行政の運営に関する一般方針を確定すること。			
2 事務事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。	1 事務事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。		2 事務事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。	1 事務事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。	
3 教育		1 教育委			3 教育		1 教育委		

改正後						改正前					
委員会の議案に関すること。			員会決定事案について教育委員会に議案を提出すること。			委員会の議案に関すること。			員会決定事案について教育委員会に議案を提出すること。		
4 庁議に関すること。				1 庁議への付議要求を行うこと。		4 庁議に関すること。				1 庁議への付議要求を行うこと。	
5 附属機関に関すること。	1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。					5 附属機関に関すること。	1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。				
6 文書等の管理に関すること。				1 文書等を収受すること。 2 文書の保存期間を決定すること。 3 保管文書の置換えを		6 文書等の管理に関すること。				1 文書等を収受すること。 2 文書の保存期間を決定すること。 3 保管文書の置換えを	

改正後					改正前				
				<p>行うこと。</p> <p>4 保存文書の廃棄の決定をすること。</p> <p>5 電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。</p> <p>1 行政情報の開示の可否を決定すること。</p>					<p>行うこと。</p> <p>4 保存文書の廃棄の決定をすること。</p> <p>5 電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。</p> <p>1 行政情報の開示の可否を決定すること。</p>
7 情報公開に関すること。				1 個人情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。		7 情報公開に関すること。			1 個人情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。
8 個人情報保護に関すること。						8 個人情報保護に関すること。			
9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。			9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。

改正後						改正前							
		うこと。	2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。					うこと。	2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。				
10 契約書、協定書、覚書等に関すること。	1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下		1 重要な契約書等を取り交わすこと。	1 契約書等を取り交わすこと。		10 契約書、協定書、覚書等に関すること。	1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下		1 重要な契約書等を取り交わすこと。	1 契約書等を取り交わすこと。			

改正後						改正前					
		この項において「契約書等」という。)を取り交わすこと。						この項において「契約書等」という。)を取り交わすこと。			
11	証明に関すること。				1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。	11	証明に関すること。				1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。
12	告示等に関すること。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」	1 重要な事項に関する告示等をする（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案	1 定例的で重要な事項に関する告示等をする	1 定例的な事項（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等をする	12	告示等に関すること。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」	1 重要な事項に関する告示等をする（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案	1 定例的で重要な事項に関する告示等をする	1 定例的な事項（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等をする

改正後						改正前					
		とい う。) をす るこ と。	を除 く。)		こと。			とい う。) をす るこ と。	を除 く。)		こと。
13 報告 等に関 するこ と。	1 特に 重要な 事項に 関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をす るこ と。	1 重要な 事項に 関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知 等をする こと（教 育政策・ 生涯学習 部長、学 校教育部 長及び教 育総合セ ンター長 決定事案 を除 く。）	1 定例的 で重要な 事項に 関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をす るこ と。	1 定例的 な事項 （教育 政策・生 涯学習 部長、 学校教 育部長 及び教 育総合 センター 一長決 定事案 を除 く。）及 び軽易 な事項 に関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をす るこ と。		13 報告 等に関 するこ と。	1 特に 重要な 事項に 関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をす るこ と。	1 重要な 事項に 関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知 等をする こと（教 育政策・ 生涯学習 部長、学 校教育部 長及び教 育総合セ ンター長 決定事案 を除 く。）	1 定例的 で重要な 事項に 関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をす るこ と。	1 定例的 な事項 （教育 政策・生 涯学習 部長、 学校教 育部長 及び教 育総合 センター 一長決 定事案 を除 く。）及 び軽易 な事項 に関する 報告、 進達、 副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をす るこ と。	
14 幹部 職員の		1 教育政 策・生涯	1 課長及 びこれ と同等			14 幹部 職員の		1 教育政 策・生涯	1 課長及 びこれ と同等		

改正後					改正前				
15 一般 職員の	サービスに関する こと。	学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の出張を 命ずること。 2 教育政 策・生涯 学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の休暇を 承認し、 又は職務 に専念す る義務を 免除する こと。	の職にある 者（以下こ の項におい て「課長 等」とい う。）の出 張を命ずる こと。 2 課長等の 休暇を承認 し、又は職 務に専念す る義務を免 除すること。	1 課に属す る一般職員	15 一般 職員の	サービスに関する こと。	学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の出張を 命ずること。 2 教育政 策・生涯 学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の休暇を 承認し、 又は職務 に専念す る義務を 免除する こと。	の職にある 者（以下こ の項におい て「課長 等」とい う。）の出 張を命ずる こと。 2 課長等の 休暇を承認 し、又は職 務に専念す る義務を免 除すること。	1 課に属す る一般職員

改正後					改正前				
16	職員配置に関する こと。			<p>の分担事務を定めること。</p> <p>2 課に属する一般職員の出張を命ずること。</p> <p>3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p>	16	職員配置に関する こと。			<p>の分担事務を定めること。</p> <p>2 課に属する一般職員の出張を命ずること。</p> <p>3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p>
		1	係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行う					1	係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行う

改正後					改正前				
				こと。 2 配置について総務部長に報告すること。					こと。 2 配置について総務部長に報告すること。
17	非常勤職員（会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の非常勤職員をいう。以下この項において同じ。）に関するこ			1 非常勤職員を任免すること。 2 非常勤職員の分限及び懲戒に関して世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問すること。 3 非常勤職員の分限及び懲戒を決定すること。 4 非常勤職員の服務を報告すること。		17	非常勤職員（会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の非常勤職員をいう。以下この項において同じ。）に関するこ		1 非常勤職員を任免すること。 2 非常勤職員の分限及び懲戒に関して世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問すること。 3 非常勤職員の分限及び懲戒を決定すること。 4 非常勤職員の服務を報告すること。

改正後				改正前			
と。				と。			
18 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業に関すること。	1 予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	18 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業に関すること。	1 予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円未満の請負事業等を行うこと。

改正後			改正前				
19 物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。	1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約、 <u>売払契約</u> 又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「借入事業等」という。）を行うこ	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入契約（交換又は寄附受領を含む。）を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円未満の物件の買入事業又は借入事業等を行うこと。	19 物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。	1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「借入事業等」という。）を行うこ	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入契約（交換又は寄附受領を含む。）を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円未満の物件の買入事業又は借入事業等を行うこと。

改正後						改正前					
			と。								
				2 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物件 の借入事業 等を行う こと。					2 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物件 の借入事業 等を行う こと。		
				3 寄附の申 出のあった 財産に関する 書類を送付 すること。					3 寄附の申 出のあった 財産に関する 書類を送付 すること。		
20 契約 の変更 を伴う 事務及 び事業 の変更 に関する こと。	1 変更前 の契約金 額（長期 継続契約 の場合 は、年 額。以下 この項に おいて同 じ。）が 90,000,00 0円未満	1 変更前の 契約金額が 2,000,000 円未満で、 変更後の予 定価格が 2,000,000 円以上 60,000,000 円未満の買 入契約を伴 う事務及び	1 変更前の 契約金額が 60,000,000 円未満で、 変更後の予 定価格が 60,000,000 円未満の買 入事業を行 うこと（教 育政策・生 涯学習部	1 変更前の 契約金額が 60,000,000 円未満で、 変更後の予 定価格が 60,000,000 円未満の買 入事業を行 うこと（教 育政策・生 涯学習部		20 契約 の変更 を伴う 事務及 び事業 の変更 に関する こと。	1 変更前 の契約金 額（長期 継続契約 の場合 は、年 額。以下 この項に おいて同 じ。）が 90,000,00 0円未満	1 変更前の 契約金額が 2,000,000 円未満で、 変更後の予 定価格が 2,000,000 円以上 60,000,000 円未満の買 入契約を伴 う事務及び	1 変更前の 契約金額が 60,000,000 円未満で、 変更後の予 定価格が 60,000,000 円未満の買 入事業を行 うこと（教 育政策・生 涯学習部		

改正後				改正前							
			で、変更後の予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約、 <u>売払契約</u> 又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事	事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	長、学校教 育部長及び 教育総合セ ンター長決 定事案を除 く。）。				で、変更後の予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事業等」とい	事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	長、学校教 育部長及び 教育総合セ ンター長決 定事案を除 く。）。

改正後						改正前					
			業等」という。)を行うこと。						う。)を行うこと。		
			2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。)					2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。)	
			3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予						3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予		

改正後						改正前					
				定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を行 うこと。	<p>1 世田谷区 契約事務規 則第74条の 規定に基づ き契約締結 を契約担当 者に請求す ること。</p> <p>2 課の事務 に係る予定 価格（長期 継続契約の 場合は、年 額）が 500,000円 以下の契約 （工事請負 契約及びガ ソリンの単 価契約を除 く。）を締</p>					定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を行 うこと。	<p>1 世田谷区 契約事務規 則第74条の 規定に基づ き契約締結 を契約担当 者に請求す ること。</p> <p>2 課の事務 に係る予定 価格（長期 継続契約の 場合は、年 額）が 500,000円 以下の契約 （工事請負 契約及びガ ソリンの単 価契約を除 く。）を締</p>
21	契約 の締結 等に関 すること。					21	契約 の締結 等に関 すること。				

改正後						改正前						
					結し、又は変更すること。						結し、又は変更すること。	
22	収入及び支出に関すること。		1	1	60,000,000円以上の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。	1	22	収入及び支出に関すること。		1	1	60,000,000円以上の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。
					60,000,000円未満の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。							60,000,000円未満の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。
					2 歳入調定を行うこと。							2 歳入調定を行うこと。
					3 使用料等の督促を行うこと。							3 使用料等の督促を行うこと。
					4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区分を通知すること。							4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区分を通知すること。

改正後					改正前						
23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	一の該当者につき 2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金 (以下この項において「補助金等」という。)を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1	一の該当者につき 200,000円以上 2,000,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。	23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	一の該当者につき 2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金 (以下この項において「補助金等」という。)を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1	一の該当者につき 200,000円以上 2,000,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1	一の該当者につき 200,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。
	2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為 (申請、協定、賦	2	1,000,000円以上 40,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。		2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為 (申請、協定、賦	2	1,000,000円以上 40,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。	2	1,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。

改正後						改正前						
			課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。						課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。			
		3	1,000,000円以上の寄附金を受領すること。	3	500,000円以上1,000,000円未満の寄附金を受領すること。	3	500,000円未満の寄附金を受領すること。		3	1,000,000円以上の寄附金を受領すること。	3	500,000円未満の寄附金を受領すること。
24	分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権 (強制徴収により徴収する	1	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の	1	条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと (教育長決定事案を除く。)	1	条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。		24	分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権 (強制徴収により徴収する	1	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の

改正後						改正前					
	債権を除く。)の免除等に関すること。		特約又は免除を行うこと。				債権を除く。)の免除等に関すること。		特約又は免除を行うこと。		
25	損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。	25	損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。
26	教育財産の管理に関すること。	1	教育財産の取得の申出を行うこと。	1	教育財産の所属換を行うこと。	26	教育財産の管理に関すること。	1	教育財産の取得の申出を行うこと。	1	教育財産の所属換を行うこと。

改正後						改正前							
					2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。						2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。		
27	審査請求に関すること。	1 審査請求の裁決をすること。	2 弁明書を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決	27	審査請求に関すること。	1 審査請求の裁決をすること。	2 弁明書を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決

改正後					改正前				
				定事案の処分に係るものを除く。)を提出すること。					定事案の処分に係るものを除く。)を提出すること。
28	使用料の減免等に関する こと。		1 世田谷区行政財産使用料条例 (以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。 2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。		28	使用料の減免等に関する こと。		1 世田谷区行政財産使用料条例 (以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。 2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。	
29	教育		1 使用を承		29	教育		1 使用を承	

改正後					改正前				
委員会 後援名 義の使 用の承 認に関 すること。				認すること。		委員会 後援名 義の使 用の承 認に関 すること。			認すること。
30 電話 に関する こと。				1 加入電話 の加入申込 み及び架設 申込みを行 うこと。 2 加入電話 の移設手続 を行うこと。		30 電話 に関する こと。			1 加入電話 の加入申込 み及び架設 申込みを行 うこと。 2 加入電話 の移設手続 を行うこと。
31 表彰 に関する こと。	1 重要な 表彰状及 び感謝状 の受賞者 を決定す ること。 2 国及び 東京都が 行う表彰 の候補者 を推薦す ること。	1 表彰状及 び感謝状並 びに賞状の 受賞者を決 定すること。				31 表彰 に関する こと。	1 重要な 表彰状及 び感謝状 の受賞者 を決定す ること。 2 国及び 東京都が 行う表彰 の候補者 を推薦す ること。	1 表彰状及 び感謝状並 びに賞状の 受賞者を決 定すること。	

改正後						改正前					
2 教育政策・生涯学習部長専管事案						2 教育政策・生涯学習部長専管事案					
	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長決定	課長決定
教育 総務 課	1 教育長の服務に関すること。	1 教育長の長期出張を命ずること。				教育 総務 課	1 教育長の服務に関すること。	1 教育長の長期出張を命ずること。			
	2 予算、決算及び会計に関すること。		1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。 2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。 3 歳出予算	1 歳入科目新設申請書を提出すること。 2 歳出予算の配当申請書を提出すること。 3 収支			2 予算、決算及び会計に関すること。		1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。 2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。 3 歳出予算

改正後						改正前									
					算の執行 委任を行 うこと。						算の執行 委任を行 うこと。				予定表 を作成 し、及 び提出 するこ と。
					4 配当予 算の費目 の流用を 部内で行 うこと。						4 配当予 算の費目 の流用を 部内で行 うこと。				
					5 配当予 算の費目 の流用を 他の部と の間で行 う申請を するこ と。						5 配当予 算の費目 の流用を 他の部と の間で行 う申請を するこ と。				
					6 予備費 の充用の 申請をす ること。						6 予備費 の充用の 申請をす ること。				
					7 収支状 況等に関 する実績 報告書 を作成し、						7 収支状 況等に関 する実績 報告書 を作成し、				

改正後						改正前							
				及び提出すること。						及び提出すること。			
				8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、及び提出すること。						8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、及び提出すること。			
				9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。						9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。			
3 事務局職員の人事に関すること。	1 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者（以下	1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。	1 職員の充員を申請すること。	1 充員職員の変更を申請すること。		3 事務局職員の人事に関すること。	1 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者（以下	1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。	1 職員の充員を申請すること。	1 充員職員の変更を申請すること。			

改正後						改正前								
			この項において「幹部職員」という。)の配置を行うこと。						この項において「幹部職員」という。)の配置を行うこと。					
		2	幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命ずること。	2	職員を法令等に定める職に任命し、指定し、又は解除すること。	2	現員及び職員の異動状況等を報告すること。		2	幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命ずること。	2	職員を法令等に定める職に任命し、指定し、又は解除すること。	2	現員及び職員の異動状況等を報告すること。
		3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	幹部職員の勤怠について報告すること。		3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	幹部職員の勤怠について報告すること。
		4		4		4	職員に研修を受講		4		4		4	職員に研修を受講

改正後						改正前					
		4 服務 監察に 関する こと。		1 服務監 察を指揮 するこ と。	させる ことを 具申す ること。 1 服務 監察を 実施す ること。			4 服務 監察に 関する こと。		1 服務監 察を指揮 するこ と。	させる ことを 具申す ること。 1 服務 監察を 実施す ること。
		5 文書 等に関 するこ と。			1 文書 等に係 る事務 の調 査、指 導等 を行う こと。			5 文書 等に関 するこ と。		1 文書 等に係 る事務 の調 査、指 導等 を行う こと。	
		6 情報 公開及 び個人 情報保 護に関 するこ と。			1 行政 情報の 開示の 可否の 決定を 通知す ること。 2 個人 情報の			6 情報 公開及 び個人 情報保 護に関 するこ と。		1 行政 情報の 開示の 可否の 決定を 通知す ること。 2 個人 情報の	

改正後							改正前							
		7 公印 に関する こと。				開示、 訂正及 び利用 停止の 可否の 決定を 通知す ること。				7 公印 に関する こと。				開示、 訂正及 び利用 停止の 可否の 決定を 通知す ること。
		8 計画 に関する こと。	1 事務 事業を 課題別 に体系 化し、 及び計 画化す ること。			1 公印 の新 調、改 刻又は 使用廃 止を行 うこと。				8 計画 に関する こと。	1 事務 事業を 課題別 に体系 化し、 及び計 画化す ること。			1 公印 の新 調、改 刻又は 使用廃 止を行 うこと。
		9 組織 に関する		1 組織の 改正につ						9 組織 に関する		1 組織の 改正につ		

改正後						改正前						
		ること。		いて区長に協議すること。				ること。		いて区長に協議すること。		
	10	広報に関すること。		1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。	1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。			10 広報に関すること。		1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。	1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。	
				2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。						2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。		
	11	契約に関すること。	1 予定価格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合は年額とする。	1 予定価格が500,000円を超え12,000,000円未満の契約（不動産の賃貸契約を除く。）を	1 予定価格が500,000円以下の工事請負契約を締結すること。			11 契約に関すること。	1 予定価格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合は年額とする。	1 予定価格が500,000円を超え12,000,000円未満の契約（不動産の賃貸契約を除く。）を	1 予定価格が500,000円以下の工事請負契約を締結すること。	

改正後						改正前						
			以下この 項におい て同 じ。)が 12,000,0 00円以上 20,000,0 00円未満 の契約 (不動産 の賃借契 約を除 く。)を 締結する こと。	締結する こと(収 入の原因 となるも のを除 く。)						以下この 項におい て同 じ。)が 12,000,0 00円以上 20,000,0 00円未満 の契約 (不動産 の賃借契 約を除 く。)を 締結する こと。	締結する こと(収 入の原因 となるも のを除 く。)	
			2 予定価 格が 3,000,00 0円以上 5,000,00 0円以下 の不動産 の賃借契 約を締結 すること。	2 予定価 格が 3,000,00 0円未満 の不動産 の賃借契 約を締結 すること。						2 予定価 格が 3,000,00 0円以上 5,000,00 0円以下 の不動産 の賃借契 約を締結 すること。	2 予定価 格が 3,000,00 0円未満 の不動産 の賃借契 約を締結 すること。	
			3 予定価 格が							3 予定価 格が		

改正後							改正前							
				300,000 円以下の 物品を売 却するこ と。							300,000 円以下の 物品を売 却するこ と。			
				4 予定価 格が 300,000 円以下の 行政財産 の貸付け 及び地上 権の設定 をすること。							4 予定価 格が 300,000 円以下の 行政財産 の貸付け 及び地上 権の設定 をすること。			
	12 教育 財産の 管理に 関する こと。		1 教育財 産の用途 変更又は 用途廃止 をすること。	1 教育財 産総括主 任及び管 理主任を 任免する こと。	1 管理 財産につ いて報告 を徴する こと。					12 教育 財産の 管理に 関する こと。	1 教育財 産の用途 変更又は 用途廃止 をすること。	1 教育財 産総括主 任及び管 理主任を 任免する こと。	1 管理 財産につ いて報告 を徴する こと。	
				2 管理財 産につい て必要な 措置を求 めること。	2 教育 財産に 係る火災 保険に加入 すること。							2 管理財 産につい て必要な 措置を求 めること。	2 教育 財産に 係る火災 保険に加入 すること。	

改正後						改正前					
				3 教育財産台帳を管理すること。	3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。					3 教育財産台帳を管理すること。	3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。
				4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。）。						4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。）。	
				5 教育財産を引き継ぐこと。						5 教育財産を引き継ぐこと。	
学校健康	1 学校保健衛			1 健康診断を実施	1 各種予防接	学校健康	1 学校保健衛			1 健康診断を実施	1 各種予防接

改正後						改正前					
推進 課	生に 関 する こと。			する こ と。	種の手 続をす ること。	推進 課	生に 関 する こと。			する こ と。	種の手 続をす ること。
	2 独立 行政法 人日本 スポー ツ振興 センターの災 害共済 給付に 関する こと。				1 給付 金の支 払請求 の手続 をす ること。		2 独立 行政法 人日本 スポー ツ振興 センターの災 害共済 給付に 関する こと。				1 給付 金の支 払請求 の手続 をす ること。
	3 学校 給食に 関する こと。	1 学校 給食に 関する 基本的 な方針 を決定 すること。	1 学校給 食の開 設及び 廃止を すること。		1 学校 給食設 備台帳 を作成 すること。		3 学校 給食に 関する こと。	1 学校 給食に 関する 基本的 な方針 を決定 すること。	1 学校給 食の開 設及び 廃止を すること。		1 学校 給食設 備台帳 を作成 すること。
					2 学校 給食実 態調査 表を作 成する						2 学校 給食実 態調査 表を作 成する

改正後						改正前					
	4 学校給食費会計に関すること。				1 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。		4 学校給食費会計に関すること。				1 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。
	5 学校給食調理場運営審議会に関すること。		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。			5 学校給食調理場運営審議会に関すること。		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。	
教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関すること。	1 区立学校の配置等の計画を策定すること。					教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関すること。	1 区立学校の配置等の計画を策定すること。		
	2 区立幼稚園			1 区立幼稚園及び				2 区立幼稚園		1 区立幼稚園及び	

改正後					改正前				
	及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査に関すること。		区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。			及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査に関すること。		区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。	
			2 施設台帳を作成すること。					2 施設台帳を作成すること。	
3	学校教育施設の用地取得に関すること。		1 学校教育施設の用地取得をすること。			3	学校教育施設の用地取得に関すること。		1 学校教育施設の用地取得をすること。
4	学校教育施設の建設に関するこ		1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想			4	学校教育施設の建設に関するこ		1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想

改正後						改正前							
		と。			策定及び建設を行うこと。 1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。			と。			策定及び建設を行うこと。 1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。		
生涯学習課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。		生涯学習課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。			
	2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。					2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。					
	3 青少年		1 青少年	1 青少年	1 青少年		3 青少年		1 青少年	1 青少年	1 青少年		

改正後						改正前							
		年委員に関すること。		委員を委嘱すること。	委員の研修計画を策定すること。	年委員に対する指導事項を決定すること。			年委員に関すること。		委員を委嘱すること。	委員の研修計画を策定すること。	年委員に対する指導事項を決定すること。
	4	青少年教育に関すること。		1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。			4 青少年教育に関すること。		1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。		
	5	成人教育に関すること。		1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。			5 成人教育に関すること。		1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。		
	6	社会教育施設の管理運営に関すること。		1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。				6 社会教育施設の管理運営に関すること。		1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。			

改正後					改正前						
	7 郷土資料館に関すること。		1 郷土資料館運営委員を委嘱すること。		1 郷土資料館運営委員会を開催すること。		7 郷土資料館に関すること。		1 郷土資料館運営委員を委嘱すること。		1 郷土資料館運営委員会を開催すること。
	8 社会教育関係団体の支援に関すること。				2 郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。						2 郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。
					1 指導育成及び助言を行うこと。		8 社会教育関係団体の支援に関すること。				1 指導育成及び助言を行うこと。
					2 講師派遣を決定すること。						2 講師派遣を決定すること。
9 文化				1 文化祭		9 文化			1 文化祭		

改正後						改正前					
		の振興に関すること。		を開催すること。				の振興に関すること。		を開催すること。	
	10	福祉教育及び障害者学級に関すること。		1 障害者教育の計画を策定すること。	1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。 2 障害者学級を開設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱すること。		10	福祉教育及び障害者学級に関すること。		1 障害者教育の計画を策定すること。	1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。 2 障害者学級を開設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱すること。
	11	文化財保護に関すること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を	1 指定文化財の現状変更を許可すること。	1 指定文化財の管理又は修理を勧		11	文化財保護に関すること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を	1 指定文化財の現状変更を許可すること。	1 指定文化財の管理又は修理を勧

改正後						改正前						
			決定すること。		告すること。				決定すること。		告すること。	
			2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。		2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。				2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。		2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。	
					3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。						3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。	
					4 寄贈品を受領すること。						4 寄贈品を受領すること。	
					5 軽易な諸行事を開						5 軽易な諸行事を開	

改正後						改正前							
		12 埋蔵文化財に関すること。		1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。 2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。 2 事前協議等を指導すること。 3 文化庁長官へ発掘等を届け出ること。			12 埋蔵文化財に関すること。		1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。 2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。 2 事前協議等を指導すること。 3 文化庁長官へ発掘等を届け出ること。

3 学校教育部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	学校教育部長決定	課長決定
学校職員課	1 学校職員（教職員を除く。以下同			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理する

3 学校教育部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	学校教育部長決定	課長決定
学校職員課	1 学校職員（教職員を除く。以下同			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理する

改正後						改正前					
		じ。)の人事に関すること。			こと。			じ。)の人事に関すること。			こと。
				2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。					2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。
				3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。					3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。
	2 教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。)		1 教職員の勤務評定を決定すること。	1 教職員の配置について内申を行うこと。	1 教職員の兼業を許可すること。			2 教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。)		1 教職員の勤務評定を決定すること。	1 教職員の兼業を許可すること。

改正後						改正前					
		の人事に関すること。						の人事に関すること。			
		3 幼稚園教職員の人事に関すること。	1 園長及び副園長を任免すること。	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）を任免すること。	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の配置を決定すること。	1 幼稚園教職員（園長を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。		3 幼稚園教職員の人事に関すること。	1 園長及び副園長を任免すること。	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）を任免すること。	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。
			2 園長及び副園長の分限及び懲戒	2 園長及び副園長の配置を決定す	2 幼稚園教職員（園長及び副園長を除	2 幼稚園教職員（園長を除く。）の兼業を		2 園長及び副園長の分限及び懲戒	2 園長及び副園長の配置を決定す	2 幼稚園教職員（園長及び副園長を除	2 幼稚園教職員（園長を除く。）の兼業を

改正後						改正前							
			を決定 すること。	ること。	く。)の 分限及び 懲戒を決 定すること。	許可する こと。				を決定 すること。	ること。	く。)の 分限及び 懲戒を決 定すること。	許可する こと。
				3 園長 及び副 園長の サービスを 報告す ること。	3 幼稚園 教職員 (園長及 び副園長 を除 く。)の サービスを報 告すること。					3 園長 及び副 園長の サービスを 報告す ること。	3 幼稚園 教職員 (園長及 び副園長 を除 く。)の サービスを報 告すること。		
					4 幼稚園 教職員の 人事評価 を決定す ること。						4 幼稚園 教職員の 人事評価 を決定す ること。		
					5 園長の 出張を命 ずること。						5 園長の 出張を命 ずること。		
					6 園長の 海外旅行 を許可す ること。						6 園長の 海外旅行 を許可す ること。		
					7 園長の						7 園長の		

改正後					改正前							
				<p>休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>					<p>休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>			
	4	学校職員の研修に関すること。		1	1	研修を実施すること。		4	学校職員の研修に関すること。	1	1	研修を実施すること。
	5	学校職員の共済組合に関すること。			1	組合員原票を送付すること。		5	学校職員の共済組合に関すること。		1	組合員原票を送付すること。
					2	給付事由を認証すること。					2	給付事由を認証すること。
	6	学校		1	1	組合員		6	学校	1	1	組合員

改正後						改正前					
		職員の互助組合に関すること。			原票を送付すること。			職員の互助組合に関すること。			原票を送付すること。
	7	学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に関すること。			2 給付事由を認証すること。			7	学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に関すること。		2 給付事由を認証すること。
	8	教職員及び学校職員の職員相談に関すること。			1 公務災害補償の決定請求を進達すること。			8	教職員及び学校職員の職員相談に関すること。		1 公務災害補償の決定請求を進達すること。
	9	教職員及び学校職員の衛生	1	衛生管理者の任免に関すること。	1 教職員及び学校職員の職			9	教職員及び学校職員の衛	1	教職員及び学校職員の健
					員相談に係る計画を策定すること。						康診断を
					1 教職員及び学校職員の健康診断を						

改正後						改正前							
		生管理に関すること。			2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。	実施すること。			生管理に関すること。			2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。	実施すること。
	10	教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。			1 被服の貸与をすること。	1 貸与品の使用の状況を調査すること。			10 教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。			1 被服の貸与をすること。	1 貸与品の使用の状況を調査すること。
	11	教職員及び学校職員の給与に関すること。			2 貸与期間を伸縮すること。			11 教職員及び学校職員の給与に関すること。				2 貸与期間を伸縮すること。	
					1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。							1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。	
教育指導課	1	教育課程に関すること。		1 教育課程届を受理すること。				教育指導課	1	教育課程に関すること。		1 教育課程届を受理すること。	
	2	教科	1 教科	1 採択		1 教科書			2	教科	1 教科	1 採択	1 教科書

改正後						改正前					
	書採択及び無償給与に関すること。	書を採択すること。	結果を報告すること。		需要数を報告すること。		書採択及び無償給与に関すること。	書を採択すること。	結果を報告すること。		需要数を報告すること。
3	教材に関すること。	1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。	1 準教科書の使用を承認すること。 2 使用教材届を受理すること。			3	教材に関すること。	1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。	1 準教科書の使用を承認すること。 2 使用教材届を受理すること。		
4	教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（学校教育部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決	4	教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（学校教育部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決

改正後					改正前							
		5 教職員の研修に関すること。										
			2 調査研究等を決定すること。					2 調査研究等を決定すること。				
				1 教職員の研修計画を策定すること。				1 教職員の研修計画を策定すること。				
					1 研修を実施すること。				1 研修を実施すること。			
						2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。			2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。			
		6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置につ	1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期		6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置につ	1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期

改正後						改正前							
		じ。)の人事に関すること。		と。	いて内申を行うこと。	間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。			じ。)の人事に関すること。		と。	いて内申を行うこと。	間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。
			2 教職員(学校栄養職員及び事務職員を除く。)の勤務評定を決定すること。	2 教職員(校長及び副校長を除く。)の非行及び事故発生について報告すること。	2 教職員(校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の兼業を許可すること。				2 教職員(学校栄養職員及び事務職員を除く。)の勤務評定を決定すること。	2 教職員(校長及び副校長を除く。)の非行及び事故発生について報告すること。	2 教職員(校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の兼業を許可すること。		
				3 校長の出張を命							3 校長の出張を命		

改正後						改正前					
				<p>ずること。</p> <p>4 校長の海外旅行を許可すること。</p> <p>5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>					<p>ずること。</p> <p>4 校長の海外旅行を許可すること。</p> <p>5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>		
学務課	1 教材、教具及び管理備品に関すること。				1 教材、教具及び管理備品を整備すること。	学務課	1 教材、教具及び管理備品に関すること。				1 教材、教具及び管理備品を整備すること。

改正後				改正前							
2	就学 援助費 及び就 学奨励 費に関 すること。	1	就学 援助費 支給要 綱を制 定する こと。	1	就学援 助費及び 就学奨励 費の支給 を認定す ること。	2	就学 援助費 及び就 学奨励 費に関 すること。	1	就学 援助費 支給要 綱を制 定する こと。	1	就学援 助費及び 就学奨励 費の支給 を認定す ること。
3	連合 行事に 関する こと。			1	連合行 事を開催 すること。	3	連合 行事に 関する こと。			1	連合行 事を開催 すること。
4	移動 教室そ の他の 校外学 習に関 すること。			1	移動教 室その他 の校外学 習を実施 すること。	4	移動 教室そ の他の 校外学 習に関 すること。			1	移動教 室その他 の校外学 習を実施 すること。
5	河口 湖林間 学園に 関する こと。			1	河口湖 林間学園 の施設の 利用を承 認すること。	5	河口 湖林間 学園に 関する こと。			1	河口湖 林間学園 の施設の 利用を承 認すること。
6	就学 に関する こと。			1	就学義 務の猶予 又は免除 を監督庁	6	就学 に関する こと。			1	就学義 務の猶予 又は免除 を監督庁
				1	指定校 の変更を 許可する こと。					1	指定校 の変更を 許可する こと。

改正後						改正前						
					の定める 規程によ り決定す ること。						の定める 規程によ り決定す ること。	
						2 区域外 就学を承 諾するこ と。						2 区域外 就学を承 諾するこ と。
						3 外国人 の就学を 許可する こと。						3 外国人 の就学を 許可する こと。
						4 夜間中 学校への 就学を認 可するこ と。						4 夜間中 学校への 就学を認 可するこ と。
		7 学級 編制に 関する こと (特別 支援学 級を除 く。)		1 学級 を編制 し、及 び同意 を求め ること。				7 学級 編制に 関する こと (特別 支援学 級を除 く。)		1 学級 を編制 し、及 び同意 を求め ること。		
		8 通学 区域に	1 通学 区域を					8 通学 区域に	1 通学 区域を			

改正後							改正前							
		関すること。	設定し、及び変更すること。						関すること。	設定し、及び変更すること。				
		9 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。				1 帰国児童及び生徒適応学級の運営をすること。			9 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。					1 帰国児童及び生徒適応学級の運営をすること。
		10 学校基本調査に関すること。				1 学校基本調査の報告を行うこと。			10 学校基本調査に関すること。					1 学校基本調査の報告を行うこと。
地域 学校 連携 課	1 学校運営協議会に関すること。	1 学校運営協議会の設置に関すること。	1 学校運営協議会委員の任免に関すること。						地域 学校 連携 課	1 学校運営協議会に関すること。	1 学校運営協議会の設置に関すること。	1 学校運営協議会委員の任免に関すること。		
	2 放課後の遊び場対策及び		1 放課後の遊び場対策及び	1 遊び場開放運営委員会の指導方針	1 遊び場開放に係る研修会を実施す				2 放課後の遊び場対策及び		1 放課後の遊び場対策及び	1 遊び場開放運営委員会の指導方針	1 遊び場開放に係る研修会を実施す	

改正後						改正前							
		区立学校の遊び場開放事業に関すること。		遊び場開放事業の基本方針を策定すること。	を策定すること。	ること。			区立学校の遊び場開放事業に関すること。		遊び場開放事業の基本方針を策定すること。	を策定すること。	ること。
				2 遊び場開放運営委員会の運営の支援を行うこと。							2 遊び場開放運営委員会の運営の支援を行うこと。		
3	区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協議会を実施すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。		3	区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協議会を実施すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。	
4	区立中学校の部活動への支援及		1 区立中学校の部活動への支援及	1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学	1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。		4	区立中学校の部活動への支援及		1 区立中学校の部活動への支援及	1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学	1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。	

改正後					改正前								
		び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 に関す ること。		び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 の基本 方針に 関する こと。	校の部活 動の地域 移行の実 施方針に 関するこ と。			び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 に関す ること。		び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 の基本 方針に 関する こと。	校の部活 動の地域 移行の実 施方針に 関するこ と。		
	5	区立 小学校 のスポ ーツ教 室に関 すること。		1 区立 小学校 のスポ ーツ教 室の基 本方針 に関す ること。	1 区立小 学校のス ポーツ教 室の実施 方針に関 すること。			5 区立 小学校 のスポ ーツ教 室に関 すること。		1 区立 小学校 のスポ ーツ教 室の基 本方針 に関す ること。	1 区立小 学校のス ポーツ教 室の実施 方針に関 すること。		
	6	区立 学校施 設の利			1 区立学 校施設 の使用を承			6 区立 学校施 設の利			1 区立学 校施設 の使用を承		
					2 区立中 学校の部 活動の地 域移行に 係る事業 を実施す ること。						2 区立中 学校の部 活動の地 域移行に 係る事業 を実施す ること。		

改正後						改正前					
		用調整 に関する こと。 7 総合 型地域 スポー ツ・文 化クラ ブに関 するこ と。			認するこ と。 1 総合 型地域 スポー ツ・文 化クラ ブの支 援の 実施に 関する 計画 を策定 するこ と。			用調整 に関する こと。 7 総合 型地域 スポー ツ・文 化クラ ブに関 するこ と。			認するこ と。 1 総合 型地域 スポー ツ・文 化クラ ブの支 援の 実施に 関する 計画 を策定 するこ と。

4 教育総合センター長専管事案

	件名	委員会決 定	教育長決 定	教育総合セ ンター長決 定	課長決定
教育 相談 課	1 教育 総合セ ンター の維持 管理に 関する こと。				1 教育総 合セン ター及 びその の附帯 設備の 維持 管理に 関する こと。
	2 教育 相談事 業の計	1 教育 相談事 業の計	1 教育 相談事 業の計	1 教育相 談事業 の計画 及び	1 教育相 談事業 の計画 及び

4 教育総合センター長専管事案

	件名	委員会決 定	教育長決 定	教育総合セ ンター長決 定	課長決定
教育 相談 課	1 教育 総合セ ンター の維持 管理に 関する こと。				1 教育総 合セン ター及 びその の附帯 設備の 維持 管理に 関する こと。
	2 教育 相談事 業の計	1 教育 相談事 業の計	1 教育 相談事 業の計	1 教育相 談事業 の計画 及び	1 教育相 談事業 の計画 及び

改正後						改正前							
		画及び運営に関すること。	画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	画及び運営に係る重要な事項を決定すること (教育総合センター長決定事案を除く。)	運営に係る定例的で重要な事項を決定すること。			画及び運営に関すること。	画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	画及び運営に係る重要な事項を決定すること (教育総合センター長決定事案を除く。)	運営に係る定例的で重要な事項を決定すること。	運営に係る定例的な事項 (教育総合センター長決定事案を除く。)及び軽易な事項を決定すること。	
	3	教育相談室に関すること。			1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。			3	教育相談室に関すること。		1	教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。	2 相談案件の受理及び相談の終了を決定すること。

改正後				改正前			
	4 スクールカウンセラー事業に関すること。			1 スクールカウンセラー事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 スクールカウンセラー事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。		
	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
				2 スクールカウンセラーの配置を決定すること。	2 スクールカウンセラーの配置を決定すること。		
				<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
						5 メンタルフレンド事業に関すること。	
						1 メンタルフレンド事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 スクールカウンセラー事業の実施に係る重要な事項を決定すること。
							1 スクールカウンセラー事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。
							2 スクールカウンセラーの派遣及び派遣の終了を

改正後					改正前						
		5 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）及び分教室に関すること。</u>			1 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）及び分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。</u>	1 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）及び分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。</u> 2 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）及び分教室の入室の可否及び退室を決定すること。</u>				決定すること。	
		6 ほっとスクール事業に関する			1 ほっとスクール事業の実施に係る	1 ほっとスクール事業の実施に係る				1 ほっとスクール事業の実施に係る	1 ほっとスクール事業の実施に係る

改正後						改正前					
		すること。		重要な事項を決定すること。	定例的な事項を決定すること。			すること。		重要な事項を決定すること。	定例的な事項を決定すること。
					2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。						2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。
		7 教育相談に係る教職員研修に關すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。			7 教育相談に係る教職員研修に關すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。
		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			8 学びの多様化学校（不登校特例校）分教室に關すること。		1 学びの多様化学校（不登校特例校）分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 学びの多様化学校（不登校特例校）分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。

改正後						改正前						
					<u>(削除)</u>							と。 2 学びの多様化学校（不登校特例校）分教室の入室の可否及び退室を決定すること。
<u>教育DX推進担当課</u>	1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。 <u>(削除)</u>	1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。	1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。		<u>(削除)</u>	<u>教育研究・ICT推進課</u>	1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。 2 教職員の研修に関すること。	1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。	1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。 2 教職員を東京都	

改正後							改正前												
		<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>										教育委員会が実施する研修に推薦すること。			
事業推進担当課	1	教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。			1	教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。	1	教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。								1	教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1	教育に係る調査研究を実施すること。
		<u>2 教職員の研修に関すること。</u>			<u>1 教職員の研修計画を策定すること。</u>	<u>1 教職員の研修を実施すること。</u>													
						<u>2 教職員を東京都</u>													

改正後						改正前						
		<u>3 教育に係る調査研究に関すること。</u>			<u>1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。</u>	<u>教育委員会が実施する研修に推薦すること。</u>						
支援教育課	1 就学支援委員会に関すること。 2 特別支援学級の入級に関すること。 3 特別支援学級の学級編制に関するこ		1 特別支援学級の学級を編制し、及び同	1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。	1 就学支援委員会を開催すること。 1 特別支援学級への入級を決定すること。		支援教育課	1 就学支援委員会に関すること。 2 特別支援学級の入級に関すること。 3 特別支援学級の学級編制に関するこ		1 特別支援学級の学級を編制し、及び同	1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。 1 特別支援学級への入級を決定すること。	1 就学支援委員会を開催すること。

改正後							改正前							
		と。		意を求 めるこ と。					と。		意を求 めるこ と。			
		4 特別 支援教 育に関 すること。	1 特別 支援教 育の基 本方針 を策定 すること。	1 特別 支援教 育に係 る重要 な事項 を決定 すること。	1 特別支 援教育 に係る 定例的 で重要 な事項 を決定 すること (教育 長決定 事案を 除く。)	1 特別支 援教育 に係る 定例的 な事項 を決定 すること (教育 総合セ ンター 長決定 事案を 除く。)			4 特別 支援教 育に関 すること。	1 特別 支援教 育の基 本方針 を策定 すること。	1 特別 支援教 育に係 る重要 な事項 を決定 すること。	1 特別支 援教育 に係る 定例的 で重要 な事項 を決定 すること (教育 長決定 事案を 除く。)	1 特別支 援教育 に係る 定例的 な事項 を決定 すること (教育 総合セ ンター 長決定 事案を 除く。)	
乳幼 児教 育・ 保育 支援 課	1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 すること。				1 保育料 の減免 を決定 すること。	1 入園又 は退園 を承認 すること。		乳幼 児教 育・ 保育 支援 課	1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 すること。			1 保育料 の減免 を決定 すること。	1 入園又 は退園 を承認 すること。	
	2 公私 連携幼 保連携 型認定 こども 園に関	1 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等	1 法第 34条第 3項の 規定に よる設 置の届	1 法第34 条第7項 の規定 により 報告を 求め、 又は質 問				2 公私 連携幼 保連携 型認定 こども 園に関	1 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等	1 法第 34条第 3項の 規定に よる設 置の届	1 法第34 条第7項 の規定 により 報告を 求め、 又は質 問			

改正後					改正前							
	すること。	の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。	2 法第34条第6項に規定する廃止等の申請の進達をすること。 3 法第34条第9項の規定による通知をすること。	させ、若しくは立入検査をさせること。			すること。	の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。	2 法第34条第6項に規定する廃止等の申請の進達をすること。 3 法第34条第9項の規定による通知をすること。	させ、若しくは立入検査をさせること。		

改正後						改正前					
			2 法第 34条第 2項に 規定す る協定 を締結 すること。	4 法第 34条第 10項の 規定に よる勧 告をす ること。				2 法第 34条第 2項に 規定す る協定 を締結 すること。	4 法第 34条第 10項の 規定に よる勧 告をす ること。		
備考						備考					
<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>						<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>					